

# 動き始めたティラワ工業団地

## —ミャンマー初の経済特区スタート



2013年1月に麻生副総理がミャンマーを訪問し、開発協力をテイン・セイン大統領と確認してから2年半。数多くの皆様のご協力を得て、ティラワ SEZ (経済特別区) が本年8月、いよいよ正式開業を迎える<sup>\*</sup>。

### ティラワ SEZ の歩み

#### —約1年で47社が土地予約契約締結

ミャンマー政府は、ティラワに加えチャオピュー、ダウエーの3地域を SEZ に指定し、開発する意向を持っている。

ティラワ SEZ は、ミャンマー最大の消費地であるヤンゴン市内から南東 23km に位置する。プロジェクト面積は 2400 万㎡ (東京ドームの 500 倍超に相当) の計画である。ミャンマーで最初の、かつ現時点では唯一開発が始まっている SEZ である。ちなみに、チャオピュー SEZ とダウエー



ティラワ工業団地のメインストリート付近

Myanmar Japan Thilawa Development Ltd.

Director 佐藤 観

SEZ はヤンゴンよりそれぞれ北西に 400km、南東に 400km に位置する (左図)。

14年1月に改正 SEZ 法が制定され、Myanmar Japan Thilawa Development Ltd. (MJTD 社: ティラワ SEZ を開発・運営するミャンマーと日本の合弁会社) を設立、ティラワ SEZ の Zone A (396 万㎡、工業用地: 第1期 211 万㎡、第2期 150 万㎡、住宅商業用地: 35 万㎡) の第1期造成工事に着手し、6月からは第1期土地予約の受付を開始した。旺盛な引き合いに伴い、10月には第2期工事を前倒して造成開始、12月に第2期土地予約の受付を始めた。

本年7月15日の時点で計47社が土地契約を締結した。14年10月の SEZ 法の通達発行に伴い、この47社が順次投資認可を申請・協議開始している。その内35社が、わずか半年程度の間 SEZ 管理委員会 (ミャンマー政府管轄の外国投資申請窓口) から投資認可を授与され、土地本契約を締結した。さらにその内12社がすでに建築許可を授与され、工場建設を開始した。

先陣を切る入居企業は、本年8月下旬より工場を操業開始する予定である。また、9月下旬にはティラワ SEZ 開業式典の開催を予定している。

### SEZ 法制定に伴う運用

#### —投資認可申請処理が極めて迅速

14年1月に SEZ 法が制定された。細則はまだまだ制定されていないものの、10月の通達発行に伴い申請手続き・承認条件などが明文化された。11月から投資企業の投資申請の受付が開始され、また15年5月に輸入・販売を解禁することが開